

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会

家電リサイクル制度評価検討小委員会

産業構造審議会 環境部会

廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルWG

合同会合（第14回） 議事録（抜粋）

平成20年4月8日

株式会社ビックカメラ

**加藤代理** では、簡単にご報告をさせていただきます。

従来、当社ではお客様に100パーセント法定リサイクルをお願いしてききました。今回の合同部会で流通からの不適正な流出が大きな問題になって、その中で、今、崎田委員から改めてお話がありましたように、小売りでもリユースとリサイクルの基準をつけて仕分けて、トレーサビリティも確保すべきではないかというご意見を受けて、いろいろな関連法規があるものですから、警察、環境省、経産省のご指導をいただいて、ことしの7月27日から首都圏の店舗で試験的に、まずリユースとリサイクルの区分けの基準を設けて最終売却先までトレーサビリティを確保した形でのリユースのサービスを開始いたしました。

これは店舗に行くとはわかることなので、具体的に申し上げます。まず、私どもはリユースサービスを値下げの材料にはいけないということを指示しておりますので、店舗で新製品を購入していただき配送を手配する時点において、お客様とリユースの仮契約を書面で結ぶことにいたしました。これは配送業者に査定とか買取をしてもらうと、小売店が責任を持っていない形になっているいろいろな不正が起こるので、そういう形にしているわけです。私ども、試験的な基準として、6年以内、故障のないもの、外観に大きな傷等がないものということをお客様に条件として具体的に明示して、その場合には一律1,000円で買上げさせていただく

ことにしました。ただし、エアコンについては、フロン回収の問題もありますし、資源価格が上がっている中で不適正処理の可能性が高いということで、対象外といたしました。

かつ、この仮契約は文書で行うわけですが、リユースの申込みの仮契約の中で配送業者が引取のときに現物確認をした結果、先ほど申し上げた3つの条件と大きく異なる場合にはリユース料金を返却してもらい、改めて法定リサイクルをしていただく、リサイクル料金を払っていただくということをお約束いただき、お客様に署名をしていただくという形でやっております。

実数は申し上げられませんが、7月27日から開始し、8月18日から1か月間の結果を概数で申し上げますと、使用済みの冷蔵庫、洗濯機、テレビの3品目でリユースの申込みをされた方は1.3%でございます。また、基準から大きく外れていたためにリユース料金の返還と改めて法定リサイクル料金を支払っていただいたケースが40件ございましたが、いずれも全くトラブルがなく、事前にそういう契約になっておりましたので、そのようにリユース料金を返してもらって法定リサイクルをしていただいたということでございます。

ちなみに、リユース品として引き取った使用済み製品については、当社が監査をいたしました中古家電販売業者に卸売をすることにいたしました。その際に再販できない場合は法定リサイクルに供すること、それから、海外での不適正処理の可能性のある冷蔵庫、洗濯機は輸出は認めず国内での販売だけに限定しました。テレビについてはもうすぐ国内では見られなくなってしまうこと、また資源価値も低いので輸出を認めることにしました。かつ、私どもがリユース品を卸売りする中古家電販売業者は自分で販売店舗を持っているところに限定し、リユースが完了した時点で定期的に報告をしてもらうことにしました。具体的には、リユース品のリストに最終処分を記入をしてもらうことで文書で、国内で販売ができた、あるいは、テレビであれば輸出したというようなことを報告してもらうことを義務づけております。

ちなみに中古販売業者の買取価格ですが、6年を経過したものについては、保修のコストがかかる場合がある、それから、売れるか売れないかのリスクがあるということで、事実上査定価格は0ということで、これが約24%。6年以上だって本当は期限を超えている場合でも、7年だと駄目というわけにいかないのですが、あまりひどく事前申告と異なるケース、さっき言った40件について

はリユース料金を戻していただいたんですが、マージナルな部分で6年を若干超えていた24%は査定料金がほとんどつきませんでした。また6年以内で引き取ったものでも約20%は保修とか修理が必要なので、それをやってみないと値段がつけられないということで、事実上査定価格が0で、結果的に中古販売業者への平均卸売価格は、ここまで言っているのかわからないですが、1,000円を2割程度上回る額にとどまっております。ですから、いろいろな手間を考えると、原価割れとは言いませんが、ビジネスというよりはサービスをお客様に提供しているという形になっております。

ちなみに、お店でのお客様の反応ですが、概ね好評でございます。統計をとったわけではないんですけども、基準がはっきりしていて良いという声、あるいは、環境を大事にしているという姿勢を評価していただいたということもございます。反面、事前に査定をしてほしいと、これはなかなか難しいんですが。あるいは、リユースだけでもしてほしいとか、家電4品目以外のものもリユースしてほしいというご注文もありましたが、概ね好評ということでございました。

総括的に申し上げますと、平均使用期間が12年ぐらいの商品を6年以内で買換という形でリユースを希望される方、1,000円というリユース価格は非常に安いように見えるんですが、リユースができるサイクル料金が不要になりますので、冷蔵庫の場合であれば1,000円プラス4,800円ぐらいが減るわけです。そういうことがはっきりしていても、買換という形で6年以内に出す方が1.3%しかいなかったということはかなり驚いております。そういう意味では、現状の流通からのリユースという形での流出というのは桁違いに多いような感じを持っております。

この6年という年限は2つの観点から試験的に設定いたしました。1つは、平均使用期間が12年くらいと言われておりますので、半分ぐらいのところまではリユースを認めるべきではないかということと、もう一つはこの合同部会で中古家電オークションの現場に行きましたときに、製造後5年を境に落札価格が桁違いに下がるという実態もございましたので、一応6年ということで始めました。結果的には今のやり方ではこのあたりがぎりぎりに私どもの場合はなっております。ただ、修理とか保修を当社で内製化すると条件が若干変わる可能性はあるので、それもトライしてみたいんですけども、修理するところまで運ぶ運賃も出ないような価格であるということで、今の量とか体制ではこれが限界かなと思っています。

ちょっと時間をとりましたが、こういうことで今も続けているところでございますが、今後、先ほどの資料で経産省が中心になってリユースの指針とかガイドラインをつくるときには、私どもの経験を活用していただきたいと思っております。長くなりましたが、以上でございます。

**加藤代理** 通電確認ということで、コンセントを差し込んで動くかを配送時にチェックするようにと指示しています。実際に洗濯するわけではないので、洗濯機のスイッチを入れたらぶるっと動いたけれども、本当にきれいに落ちるかとか、冷蔵庫がぶるっといったけれども、本当に冷えるかというところまでは確認しようがないので、通電確認ということで確認をしております。

**加藤代理** ご質問への回答が1点と、その前に、何度も発言するのは時間をとりますので、買ひ子の問題が今回のレジュメに入っていないように思うんですが、ごく最近耳にした買ひ子のアナウンスメントの中では、「引取は有料の場合と無料の場合もあります」と言いながらトラックで回っているの、いろいろな意味で相当法律に違反しているのではないかと思います。呼び止めて「あなた免許持っていますか」とは怖くてなかなか言えないのは事実ですけども、怖い人というのは警察に取り締まってもらわなきゃいけないので、警察にそういう話し合いをされたのか、その反応

がどうだったかということをお聞きしたいと思います。

それから、大塚委員からご質問があった点ですが、有価でリユースしているものについては、マニフェストの管理はしておりません。

**加藤代理** 参考までに申し上げますと、メーカー名とか型番、製造年月日とか、いろいろな備品がついているかというリストをつくって、そのリストがリユース品のリストとして中古販売業者に渡ります中古販売業者の監査の中には店舗を持っているというのが条件になっていますので、ブローカーには出しません。書面で報告というのは、リストの中で売却が終了しましたとか、売れなかったのでリサイクルしましたとか、そういう形で記入されて戻ってくることで確認としています。廃棄物と同じように中古品のマニフェスト管理というのはちょっと大変かなと思っております。

石川委員の小売店のことについては、後ほど大手家電流通懇談会の中間要望の中で触れさせていただきたいと思います。

以上です。

**加藤代理** 濱田委員、崎田委員、石川委員のおっしゃった部分が多いのですが、実際のリユースは1.3%より多いと思います。というのは、買い上げ価格が一律1,000円ということですので、少数ですが、一旦リユースを申し込んでキャンセルされる方には、1,000円だったら誰かに譲るよとか、あるいは、リサイクルショップに売るとか。それから、引っ越しという特殊な事情で平均消費期間より早く不要になりリサイクルショップに売却ということも含まれていると思います。それらを含めても、石川委員がおっしゃったように、通常の使用で買換というときにマーケットで価値がある形でのリユースというのは、1.3とは言いませんけれども、恐らく数パーセントかなと、10%以下だと感じております。

それから、濱田委員がおっしゃったことに関していうと、リユースという名の下にいろいろおかしなことが行われたので、リユースを推奨するというのは、適正なリユースを固めにやるとこうなるといことだと思っていただければと思います。

買い子のことですが、僕は独立の項目になっていると思って見ていたものですから。まさか一連の運用の強化という中に紛れていると思わなかった。確かに書いてあるんですが、難しい問題の中にあまり突っ込んで悪いと思うのですけれども、うちの場合、例えばほかのお店だったらもっと古いものでもリユースを認めますよと言われてたら、当社としてはこれ以上古いものであると、「不法投棄とか海外での環境問題があるのでこの条件ですべてやっています」という説明をさせています。そういう説明をしている最中に「冷蔵庫、テレビ、動かなくても引き取ります」というのは止めてもらわないと困ると思うんですね。

自治体に要請してできるようなことなのか、警察に頼むことなのか、どういう頼み方をするのか。要するに、資源回収業全部を否定するとは言いませんけれども、法律で一定のルールが決まっているものについて、堂々と違法行為をアナウンスすることを止めるということをお願いしたい。先ほど西村室長がたまたま仙台で結果的に処分とのことで悪いことをしたから罰ということですが、回収のところはもっと広く日常的に行われていて、くどいようですが、そこは一步踏み込んだお話をゆっくり伺いたいと思っています。

最後に一点だけ。大手家電流通懇談会の追加要望というのを、岡嶋委員の代理で私が説明しろと言われていたのですが、それは別の時間があるんだったらそのようにいたしますし、今やれという

ことでしたら、さらっとやります。

**加藤代理** お手元の資料の中の「家電リサイクル法・法制度改正に関する追加要望・意見」です。昨年の5月に大手家電流通懇談会として要望したもので、その中の一番の目玉というか基本は、いわゆる前払い当期充当方式ということだったんです。そういう制度全体のことを否定はしていませんけれども、最近の合同部会の審議に沿った形での追加的要望ということです。まず、義務外品ですが、相当な勢いで増えると考えております。

家電量販業界が非常な構造変化、当社も新聞に話題に上がったりしておりますが、10年前にビックカメラの売上が幾らだったとか、あるいは、今、業界トップのところは10年前に幾らだったかと。10年前はベスト電器が業界1位でした。そういうふうに12年前に買ったお店と今新しいものを買うお店というのはかなりずれているわけです。もちろん廃家電の回収は新製品をお買いになって配達という行為と伴って初めて経済的に成り立つので、リサイクル品だけ取りにきてくださいというと、皆さんタクシーで取りにいく費用を考えるとお分かりいただけるように、大変なコストがかかってしまうので、義務外品については自治体を中心とした回収体制を構築していただきたいというのが我々の強い要望です。これが1のところでございます。

それから、「小売業の排出家電総合窓口化」というのは、我々の悩みがありまして、お客様が不要になった、壊れた廃棄物をお店に持ってこられたときに処理をお断りしているんですね、これは許可の取れない一般廃棄物処理の取り次ぎになってしまうのです。ですから総合窓口化という表現は誤解を与えてしまうし、我々は配達という慣行の中で家電リサイクルの中の収集運搬のある部分をやらせていただいているという認識ですので、これが変えていただきたい点でございます。

品目の追加につきましては、今の回収システムを前提とするのであれば、配達品に限定していただきたいと。電子レンジについてのアンケート調査では、郊外店で6割、都市型で5割弱が持ち帰りになっていますので、これは対象外にしていただきたい。

それから、サイズ別の料金、ちょっと議論がありましたが、サイズ別料金というのは現場で混乱があるんです。石川委員とかメーカーの方もおっしゃったように、小型のものの中には、必ずお客様に認識の過誤というのがありますので、いろいろ工夫して、飛行機の中に持ち込める荷物はこれだけというようなこともやってみようかと思っておりますが、必ず思っていたよりも大きいものだったというようなことがありますので、ここはアローアンスを持って、消費者の認識の過誤が小売店の負担にならないようにしていただきたい。

それから、リユースについては、先ほどトレーサビリティを確保するためにこれからいろいろな指針、ガイドラインに全面的協力をしていきたいと思っております、私はきつめでも良いと思っております、大手家電流通懇談会の座長の代理としての発言として申し上げますと、あまり過大な負担にならないようにしていただきたいと。私はもうちょっときつくてもいいと思っております。

一連のリユースについては、リユースが円滑にできるようにお願いしたい。最終的には何年か計画で廃家電の管理、リユースも含めて電子化をしていただきたいと希望します。ポスシステムで全部いろいろな業務を管理しているのに、リサイクルだけ個票で手書きでという世界は何年か後には改善していただきたい。

最後が一番説明が難しい。そう岡嶋委員も認識しておられますが、リサイクル業務をやっているときに、法律を厳密に適用されると困るなというところがあります。これをこの場でいうと怖い環境省の人がいるので、藪蛇になるかもしれないんですけれども、いい子ぶるわけではないですが、

うちは許可を持っている業者を動かしているのですが、具体的な例を一つだけ申し上げますと、電気工事業者に廃掃法の収集運搬の許可をとっていただけないというのは、販売店の中に結構危ないところが多くありまして、夏場になるとエアコンは、北の方は需要がないので、東北や北海道の電気工事業者さんが関西まで出かけていくというような事例があり、法律の運用を厳格にすると難しいことがいろいろあります。これからも業界の実態をいろいろな場で、個別に行政の方にお伝えしたいと思いますので、運用上の配慮について引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

## 下取り買い替え(リユース)申込書

申込日: 2008年 4月 1日

POSプリント

配送伝票No.	引取予定日 (配送予定日)	2008年 4月 1日
---------	------------------	-------------

< 事前確認 >

- ✓ 製造から5年以内ですか？
- ✓ 故障していませんか？
- ✓ 傷・凹み・汚れなど大きな破損はありませんか？

< 下取り商品情報 >

メーカー	カラー	シルバー
品目	付属品	無し ・ 有り
型番		( )
製造番号	備考	

< お客様情報 >

お客様住所	〒 100 - 0013 東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 1
引取先住所	〒 - 同上

ご連絡先	
身分証明書	運転免許証 ・ パスポート ・ 保険証
身分証明書No.	東京都公安委員会 第123456789012号
有効期限	年 月 日まで有効
承諾書	無し ・ 有り

身分証明書コピー添付欄



当該下取り品を処分する権限を持っており、(株)ビックカメラに下取りを依頼します。

当該下取り品は今後いかなる場合も返却等を請求しません。申込内容と当該下取り品の状況に大きな乖離が認められる場合、リユース代金の返還及び法定リサイクル代金の支払いに応じます。

ご署名 日本 花子

お客様からお預かりした個人情報につきましては、下記の目的以外に使用する事は一切ありません。お客様の個人情報が記載された伝票・帳票・書類等は、古物営業法に従い古物台帳として保管致します。公的機関より法的拘束力を持つ正式な要請があった場合は、当社は古物営業法及びその他現行法・条例に基づいて、お客様の個人情報を開示する場合がございます。